

各種預金規定改定のお知らせ

株式会社北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて各種規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の各種規定は、既にお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

改定後の規定は、2026 年 10 月 1 日以降、当行ホームページに掲載いたします。

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日(木)

2. 改定する規定

No.	名称
1	普通預金規定
2	貯蓄預金規定
3	納税準備預金規定
4	当座勘定規定(一般用)
5	当座勘定規定(専用約束手形口用)
6	代金取立規定

3. 主な改定内容

項目	内容
振出期限の設定	・2026 年 9 月 30 日を手形・小切手の最終振出日とすること ・振出日として 2026 年 10 月 1 日が記載された手形・小切手については、当座勘定からの支払を行わないこと
他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金終了	・他行を支払人および支払場所とする手形・小切手等については、預金口座への入金の取扱いを行わないこと

4. 新旧対照表

改定部分については、新旧対照表をご確認ください。

各種規定の新旧対照表 ※下線部が改定箇所

1. 普通預金規定

改定前	改定後
第2条(証券類等の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	第2条(証券類等の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受入れません。</u>

2. 貯蓄預金規定

改定前	改定後
第2条(証券類等の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	第2条(証券類等の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受入れません。</u>

3. 納税準備預金規定

改定前	改定後
第2条(証券類等の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	第2条(証券類等の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払地とする手形・小切手は受入れません。</u>

4. 当座勘定規定(一般用)

改定前	改定後
第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第1条(当座勘定への受入れ) (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日の記載が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたとき</u>

第8条(手形、小切手用紙等) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が2026年3月31日までに交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 第19条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	<u>は、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> 第8条(手形、小切手用紙等) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、振出日の記載が2026年10月1日以降、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、振出日の記載が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> 第19条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、振出日の記載が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することがあります。</u> 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、振出日の記載が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がない</u>
--	---

約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	<u>ものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。
--	--

5. 当座勘定規定(専用約束手形口)

改定前	改定後
第1条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、<u>郵便為替証書</u>、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 第7条(手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 第8条(手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。 <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手</u>	第1条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 第7条(手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>ただし、振出日の記載が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> 第8条(手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、振出日の記載が2026年10月1日以降、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (3) <u>当行は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。</u>

<u>用紙は交付しません。</u> (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 16 条(振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。	(4) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (5) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 16 条(振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、振出日の記載が 2026 年 10 月 1 日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください
---	---

6. 代金取立規定

改定前	改定後
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 2. (要件の補充等)	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 <u>2. (対象となる手形・小切手)</u> <u>対象となる手形・小切手は、支払期日が 2027 年 3 月 31 日までの約束手形・為替手形および振出日の記載が 2026 年 9 月 30 日までの先日付小切手とします。</u> <u>3. (要件の補充等)</u>

以上